

運営規程

医療法人社団 和敬会
訪問看護ステーションいちにのさん

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団和敬会が開設する訪問看護ステーションいちにのさん(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護、及び指定介護予防訪問看護の業務(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定める。また、看護師等は要介護状態や要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護、及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 (1)ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重しながら、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

(2)事業の実施に当たっては、関係行政機関、及び地域の保健、医療、福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3)前2項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準等に関する条例」(平成 24 年兵庫県条例第4号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 : 訪問看護ステーションいちにのさん

所在地 : 兵庫県三田市富士が丘 5 丁目 16 番1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び内容は次のとおりとする。

- 管理者 看護師 1名 (常勤職員、管理者と看護職員とを兼務)
ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 看護職員 常勤換算 2.5 名以上
看護師等(准看護師を除く)は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書を作成し、利用者又はその家族に説明する。また看護職員は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
- 療法士 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 (必要数)
療法士は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書を作成し、利用者又はその家族に説明する。また、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
- 事務職員 1名以上
事務職員は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。ただし、利用者の状況等により必要と認められる場合はこの限りではない。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、6月1日、年末年始(12月30日から1月3日)を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を行うにあたって、看護師等は利用者の全身状態と障害程度を把握して、在宅主治医に連絡してその指示に基づいて次の内容を行うものとする。

- (1) 症状(血圧・体温・脈拍・呼吸測定等)、障害の観察
- (2) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持等
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 点滴・注射・カテーテル等の管理
- (5) 在宅酸素・人工呼吸器等医療機器の管理
- (6) 褥瘡予防・処置
- (7) 認知症患者・精神科患者の看護(介護者への助言)
- (8) リハビリテーションの指導や訓練
- (9) 緩和ケア(ターミナルケア終末期の療養上の世話や介護者への援助)
- (10) 療養生活や介護方法の指導と助言
- (11) その他の医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 (1)指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に準じる。

(2)通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 第8条のサービス地域は無料
- ② 第8条のサービス実施地域以外は1回の訪問につき275円(税込み)とする。
- ③ その他の利用料として次の額の支払いを受ける。
 - ・ サービスの利用をキャンセルされる場合、利用前日の営業時間中までに連絡をいただけない場合は、利用料自己負担分の100%を請求する。ただし、利用者の病状の急変や急な入院などやむを得ない事情がある場合には、この限りではない。
 - ・ 近隣車道が駐車禁止区域、若しくは駐車可能な道路であって、駐車する場所がなく、有料駐車場を利用する場合は駐車場代の実費を徴収する。
 - ・ ご遺体のケア料は、22,000円(税込み)とする。

(3)前二・三項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、三田市・神戸市北区の一部・三木市の一部の区域とする。

※ 一部地域についての町名

神戸市北区: 赤松台・有野台・有野町有野・有野中町・有野町二郎・大沢町全域・鹿の子台全域・京地・上津台・菖蒲が丘・道場町全域・長尾町全域・西山・八多町上小名田・八多町下小名田・八多町中・八多町西畑・八多町吉尾・東有野台・藤原台北町・藤原台中町・藤原台南町
三木市: 吉川町市野瀬・吉川町上荒川・吉川町金会・吉川町楠原・吉川町畑枝・吉川町東田・吉川町毘沙門・吉川町福吉

(緊急時等における対処方法)

第9条 (1)看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が出来ない場合は、緊急搬送に必要な処置を講じるものとする。
(2)看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(苦情の処理)

第10条 管理者は提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に「報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- (5) ステーションは、損害賠償が発生した場合に備え、損害賠償責任保険に加入している。
- (6) ステーションはサービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償等の手続きを行う。

(業務継続計画の作成)

第12条 (1)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(3) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(4) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 (1) 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2) 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ署名を受けるものとする。

(秘密の保持)

第14条 (1) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(2) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(3) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- ・虐待防止のための指針を整備する。

- ・虐待を防止するための定期的な研修を実施することとする。

- ・適切な措置を実施するために担当者を設置する。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第16条 (1) 事業者は、適切な介護保険サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保することとする。

(2) 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(衛生管理等)

第17条 (1) 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記に掲げる措置を講じるものとする。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(ハラスメント対策)

第18条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(運営内容の自己評価及び改善並びにその結果の公表)

第19条 (1) 事業所は、その提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(2) 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努める。

(暴力団等の影響の排除)

第20条 事業所は、その運営について、暴力団の支配を受けない。

(文書の保存)

第21条 事業所は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する諸記録を整備し、そのサービス提供が完了した日から最低5年間は保存するものとする。

(その他)

第22条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団和敬会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規定は令和6年6月1日から施行する。